

平成 20 年 5 月 7 日(水)

境川流域総合治水対策協議会事務局

愛知県建設部 河川課 計画グループ

山口・杣谷(内線 2729・2730)

ダイヤルイン 052-954-6555

愛知県建設部 下水道課 公共下水道グループ

牧野・早川(内線 2687・2684)

ダイヤルイン 052-954-6533

第 22 回境川流域総合治水対策協議会の結果報告について

平成 20 年 5 月 7 日に開催された、境川流域総合治水対策協議会（名古屋市始め 9 市 3 町及び県にて構成）において、以下の項目を協議・確認し、今後も引き続き、積極的に総合治水対策を実施していくことを合意しましたので、お知らせします。

1. 流域対策の進捗状況等について

境川・猿渡川流域における流域対策の実施状況及び進捗状況等を報告し、今後も引き続き、雨水貯留浸透施設等の整備を進め、浸水被害の軽減を図っていくことを確認した。

2. 河川事業の進捗等について

境川・逢妻川・猿渡川の河川改修事業の実施状況及び進捗状況を報告し、今後も引き続き、県と各市町との連携を密にして事業促進を図ることを確認した。

3. 流域水害対策計画の策定について

境川・猿渡川流域において、H19.3.23 の第 20 回境川流域総合治水対策協議会の合意事項に基づき、引き続き流域水害対策計画の策定作業を進め、早期の特定都市河川浸水被害対策法の指定を目指すことを確認した。

4. 総合治水 P R 活動の実施について

境川及び猿渡川流域で一体となって取り組んでいる総合治水対策について、地域の皆様により一層理解していただけるよう「親子流域フォーラム」等を開催する。（裏面参照）

総合治水PR活動について

総合治水対策の意義・重要性に対する流域住民の理解と協力を得るため「総合治水推進週間（5月15日～21日）が平成3年度に制定されました。新川・境川流域総合治水対策協議会ではその趣旨を受け、総合治水推進週間前後に総合治水対策のPR活動をそれぞれ実施しています。

平成20年度のPR活動

親子流域フォーラム

流域内の親子（小学校高学年）にさまざまな治水施設を見学してもらうことにより、総合治水対策の意義と重要性を理解してもらいます。

新川：5月18日(日) 新川治水緑地、五条川名鉄橋梁、稲永ビクターセンター 他

境川：5月11日(日) 前後駅南調整池、刈谷ハイツ内 他

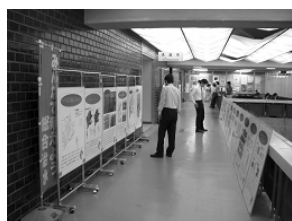
（各流域で公募による40組80名の親子が参加予定。当日は大型バス2台で回ります）
※ 応募は締め切らせていただいております。



ビジュアルボード（パネル）フェア

5月17日から10月2日までの1週間ずつ、流域内各市町・建設事務所において、総合治水をPRする内容のパネルを持ち回りで展示します。（県庁地下通路は5/17～22に展示）

また、総合治水推進週間内には関係機関の各庁舎に懸垂幕等を掲出して週間をPRしています。（県庁正面玄関には横看板を5/14～21まで掲示）



ホームページによるPR

協議会にてホームページを作成し、県や各市町、民間で行われている総合治水対策を紹介するなど、住民等に向けて情報を発信しています。

<http://www.sougo-chisui.jp/>

（注：写真はH19実施状況）

【背景】

- 境川・猿渡川流域(流域面積 264km²)の急激な都市化の進展による治水安全度の低下を克服するため、河川整備の促進とともに、流域の開発による洪水流出量の増大を抑制し、流域が従来有していた保水、遊水機能の維持、増大を図ることを目的として、「境川流域整備計画」が、昭和 58 年に策定され、総合治水対策が推し進められてきた。
- この間、流域の都市化率は約 52%に達し、計画想定値の 50%を上回り、開発に伴う必要対策量約 315 万m³に対し、平成 19 年度末で約 165 万m³(約 52%)にとどまっている。
- 平成 16 年 12 月 10 日の第 17 回の協議会で境川流域整備計画の見直しに向けた主要な方針として、以下の4点が合意されている。
 - ①境川、逢妻川及び猿渡川において河道掘削などの河川改修を推進すること。
 - ②ため池及び農地を適正に保全すること。
 - ③特に、遊水機能の保全に向け、適正な土地利用に努めること。
 - ④「緊急五ヶ年計画」以降も、引き続き、流域対策を推進すること。
- 平成 19 年 3 月 23 日の第20回境川流域総合治水対策協議会では以下が合意された。

「特定都市河川浸水被害対策法」を境川・猿渡川流域へ適用することとし、同法第4条に基づく河川、下水道等を含む総合的な浸水被害の防止を図る「流域水害対策計画」の策定作業に着手する。また、法の指定時期については、流域水害対策計画の策定作業の進捗に基づき協議会において判断する。」

●河川整備計画－河川管理者が河川法に基づき、今後 20～30 年間の治水、利水、環境に関する具体的な河川の整備に関して策定する計画で、学識経験者、関係住民及び関係行政機関からの意見聴取などの手続きを行い策定される。

●流域水害対策計画－河川管理者・県知事・関係市町長・特定都市下水道管理者が共同して、特定都市河川浸水被害対策法に基づき、今後 20～30 年間の河川整備と下水道等の内水対策を一体的に策定する計画で、学識経験者、関係住民からの意見聴取などの手続きを行い策定される。